様式第7号（第7条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

浪江町長

本人申立等費用助成金支給金額決定通知書

年　　月　　日付けで請求のありました本人申立等費用助成金の支給請求について、次のとおり通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 |  |
|  |
| 氏名 |  |
| 要支援者 | 氏名 |  |
| 支給金額 | 円 | |
| 支給金額内訳 |  | |

＊医師の意見を記載した書面により鑑定費用の助成を受けた方は、後日鑑定費用を支払った際の領収書を提出して下さい。助成金額が実際に支払った金額を上回った場合には、町に差額を返還して下さい。

＊偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたとき及び助成金の目的外使用があった場合には、支給金の全部又は一部の返還をしなければなりません。また、関係者はそのための調査に協力しなければなりません。

＊要支援者等が申立てまでに資力を回復したときは、事情によって支給金の全部又は一部の返還を求めることがあります。